

香川大学における自己点検・評価指針

平成24年1月26日
役員会決定

この指針は、香川大学（以下「本学」という。）が行う教育研究活動等の状況について、本学が自ら公正かつ客観的に実施する点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）の基本的な方針を定める。

1. 目的

本学が実施する自己点検・評価は、本学の使命に照らし、自ら教育研究活動等を点検・評価することにより、教育研究水準の向上を図り、本学の理念及び目標を達成することを目的とする。また、本学の教育研究活動等の自己点検・評価結果を公表することにより、社会的説明責任を果たすとともに、併せて、第三者機関評価に対応し、適正な評価結果を得ることを目的とする。

2. 種類

本学が実施する自己点検・評価は、次のとおりとする。

- （１）各事業年度の業務の実績に係る自己点検・評価
- （２）教育研究活動等の現況に係る自己点検・評価
- （３）機関別認証評価基準による自己点検・評価
- （４）法科大学院認証評価基準又は経営系専門職大学院認証評価基準による自己点検・評価
- （５）教員の活動に係る自己点検・評価
- （６）その他必要な自己点検・評価

3. 評価項目

各自己点検・評価の評価項目については、別に定める。

4. 実施体制

自己点検・評価の実施に際しては、その対象となる教育研究組織等（以下「部局等」という。）において、適切な体制のもと実施する。

5. 大学評価室の役割

大学評価室は、自己点検・評価結果を取りまとめ、大学評価委員会の議を経て、役員会に報告するとともに、役員会から改善指示等があった場合には、部局等に対し改善努力の支援等を行う。

大学評価室は、自己点検・評価を実施する部局等に対して、助言等必要な支援を行うことができる。

6. 実施時期

２．（１）、（２）及び（５）については、毎年度実施し、２．（３）及び（４）については、各認証評価を受審する前年度又は前々年度に実施する。

7. 実施方法

各自己点検・評価の実施方法については、別に定める。

8. 評価結果の活用及び公表等

自己点検・評価結果は、本学の運営及び部局等の教育研究活動等の改善に活用する。また、自己点検・評価で収集したデータ及び関係資料は、第三者機関評価に活用することができる。自己点検・評価結果は公表することとし、公表方法は別に定める。

9. その他

この指針に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。